

甲山小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 小学生らしい身だしなみで、学校規程のものを着用し、健康的な学校生活を送るようにする。

(1) 通常時の服装

制服	・上衣は男女共通でイートンダブル、色はグレー ・上衣の下には長袖の白ポロシャツを着用 ・夏期は男女とも半袖のポロシャツ ・下衣は、半ズボンまたは長ズボン、 6ひだスカートまたは長ズボン スカートの長さは膝上の長さ ・ズボンにベルトを使用するときは、紺・黒・茶を基調に無地のものにする。
靴下	・白・黒・紺の無地（ワンポイントは可） ※くるぶしが見える、あるいはぎりぎりかくれるようなソックスは禁止とし、スクールソックスを着用する。
靴	・運動靴（白色の無地で運動しやすいもの）
シューズ	・市販のスクールシューズ（白地に青・赤などの縁取りがしてあるもの）
帽子	・黄色の安全帽子または華美にならない帽子

○10月～5月を冬季の服装、6月～9月を夏季の服装とすることを基本とする。6月と10月の前後10日間程度を衣替えの移行期間とし、気候や体調に合わせた服装にする。

○入学式・卒業式などの儀式には、上衣は上着、下衣は長ズボンやスカートを着用する。

○ポロシャツ（半袖・長袖）はズボンやスカートの中に入れる。

○校内では学年カラーの名札を着用し、登下校時は防犯上のためポケットにしまう。

○帽子は、登下校や休憩時間は上記の自由帽子でも良いが、校内の活動時（ジョギング・草取り等）には、赤白帽子を着用する。

○シューズを忘れた場合は、体育館シューズを履くようにする。

○制服の上着を脱ぐ時は、椅子にかけずに、たたんでロッカーに入れる。

○冬季期間は、体調管理をしながら次のことを考慮する。

・登下校は、長袖シャツまたは上着を着用する。（ベストやセーター姿は不可）

・防寒着を着用しても良い。（上着を着用してから防寒着を着用）

・教室内では、ベストやセーターで過ごしても良いが、教室外では上着を着用する。

・手袋、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽、耳当てを着用しても良い。

（休憩時間にこれらを着用しても良い。マフラーは危険防止のため垂れ下がることがないように、しっかり巻き付けること。）

○女子の冬季の服装

・女子は、スカートに替えて制服の長ズボンにしても良い。

・スカートからはみ出さなければ、スパッツや体操服のハーフパンツを着用しても良い。

・タイツ（黒・紺・グレー）を着用しても良いが、体育時には火傷防止やケガをした場合の迅速な処置のため、脱いで靴下に履き替え運動する。

レギンス（黒・紺・グレー）を可とするが飾りやフリルのないものを着用し、くつ下をはいて足首が見えないようにする。また、体育時にはタイツと同様の扱いとする。

(2) 体育時の服装

体操服	・花紺のトレーニングウェア上下 ・白の半袖シャツ，紺のクォーターパンツ，（タイツ，レギンスは不可）
体操帽子	・赤白帽子（あごひもをつける）
靴	・屋外は運動靴（白色で運動しやすいもの） ※厚底は不可 ・体育館シューズ（裏が白色ゴムのシューズ）
水着	・スクール水着もしくは競泳用水着（スカート水着は不可） ラッシュガード・ゴーグルが必要な場合は着用しても良い。
水泳帽子	1年：白色 2年：黄色 3年：緑色 4年：赤色 5年：青色 6年：ピンク色 ※水泳帽子と命札は持ち上がりとする。

この色は令和6年度

(頭髪)

第3条 自然な髪型を大切にし、勉強や運動の妨げにならないようにする。2ブロック・モヒカンと受け取れる髪型は禁止とする。男子・女子共に肩にかかる場合は、ゴム（黒・茶）で結んだり、ヘアピン（黒・紺・銀）でとめたりする。

(持ち物)

第4条 教科書や学用品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。

(1) 生活用具

- ・置き傘（1本） ・歯ブラシ，コップ及び収納袋 ・シューズ袋 ・マスク袋
- ・体操服用手提げ袋・ハンカチ ・ティッシュ ・箸 ・白ご飯（第2・4水曜日のみパン）
- ・マスク（華美にならないもの）

(2) 学習用具

- 筆箱の中に次の物を入れる。
 - ・HB鉛筆5本（1，2年生はBまたは2B その他の学年も必要に応じてやわらかめの芯のものを入れてもよい） ・消しゴム1個
 - ・名前ペン1本 ・赤か赤青鉛筆1本 ・ものさし1本
- 道具箱（道具袋）に次の物を入れる。
 - ・はさみ ・のり ・クーピー（色鉛筆）
- 担任の先生の指示に従って次の物を準備する。
 - ・三角定規・分度器・コンパス・彫刻刀・裁縫道具・絵の具道具・習字道具

○筆箱…筆箱の形は、入学時に購入した箱型を基本とする。買い替える場合は、3年生から布やビニール製を使用しても良いが、箱型を奨励する。缶のペンケースや立てて使用する物は使用しない。

○鉛筆…HBかB（2B）の鉛筆を5本準備する。模様やキャラクター柄，くじなどは不可。シャープペンシルも不可。

○キャップ…使用しても良いが，派手な色やキャラクター柄，飾りのついた華美なものは不可。

○赤（青）鉛筆…鉛筆の場合は，1色でも2色でも可。5年生から赤（青）ボールペンでも可。ただし，4色ペン（赤青緑黒＋シャープペン）は不可。

○消しゴム…白または黒等一色の物。匂い，ノック式，練り消し等遊びになるようなものやラメ入り等の華美になるものは不可。

○ものさし…筆箱に入る長さの物。中に水が入っていたり折りたたみ式になっていたりする物は不可。作品応募の参加賞などについている多少の絵は可。

- ラインマーカー…5年生から使用可。ただし1色とする。
- ノート…担任が指定した物を準備する。中にアニメのキャラクター等が印刷された物は不可。
- のり…ピットのりは剥がれやすいので液状タイプの物が望ましい。
- 定規・コンパス等…文房具としてふさわしい物。

(3) キーホルダー等をランドセルや筆箱に付けない。
(ランドセルのお守りは1つまでで、中に入れる)

(4) 持ち物にはすべて記名をする。
(登下校)

第5条 交通ルールやマナーを守り、安全に十分注意して登下校する。

- (1) 登校時刻は8時10分、下校時刻は15時00分、もしくは15時50分とする。学校到着は7時40分以降とする。
- (2) 通学班ごとに集団登下校する。
 - ・集合時刻を守り、各集合場所に集まって登校する。
 - (班長は、学校から貸し出された時計を見て、集合時刻後3分まで待つようにする。)
- (3) 決められた通学路を通り、道路の右側を1列に並んで歩く。
- (4) 欠席や遅刻の場合は、学校と通学班の班長に連絡する。
- (5) 事情により通学班で下校しない場合は、担当の先生と通学班の班長に連絡をする。
- (6) 「こども110番の家」の位置を安全マップ等で把握しておく。
- (7) 防犯ブザーを各自携帯する。

(校舎内外)

第6条 安全で、よりよい学校生活を送るために、次のことに注意する。

- (1) 校舎内では、靴、傘、カバン等を決められた場所に置く。
- (2) 校舎内では静かに行動する。
 - ・移動の際は、廊下の右側を2列に並んで歩く。
 - ・廊下や階段は静かに歩く。
- (3) 5分前行動を心がける。
- (4) 防犯上等により鍵がかかっているところを勝手に開けない。
- (5) 火災報知器、消火器、配電盤等をさわらない。
- (6) 用事がない場合は職員室に出入りをしない。
 - ・入室前には用件を伝え、退室時には挨拶をする。
- (7) 忘れ物等のために家に電話連絡をしない。ただし、薬、眼鏡等必要なものを忘れた場合は、先生の許可を得て連絡をすることができる。
- (8) 勉強や生活のことで分からないことや困ったことがあれば、先生に相談する。(保健室は体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口として児童の相談にあたる。)
- (9) 休憩時間には運動場から外に出ない。
- (10) 使用した遊具は決められた場所に返す。
- (11) 友達を呼びすてにしない。

(学習)

第7条 進んで学び、豊かに表現する力を伸ばすために、次のことに気を付ける。

- (1) 「声のものさし」などを意識して学習する。
- (2) 着席時には立腰を意識する。
- (3) 鉛筆の持ち方に気を付け、下敷きを使用して書く。

- (4) 話し手の内容に反応し、質問や意見を出したり付け加え発言を行ったりする。
- (5) 聞き手の方を向き、適度な声量で話す。
- (6) 授業が終わったら、次の学習準備をして休憩する。

(給食)

第8条 衛生的に、楽しく食事ができるように、次のことに気を付ける。

デザート	牛乳
おかず	
ぱん・ご飯	汁

- (1) 給食当番はエプロンと帽子（学校用）、マスクを着用する。
- (2) 風邪や腹痛等、体調の悪い場合は給食の準備をしない。
- (3) 正しく配膳し（右図）、三角食べをする。
- (4) 食前の手洗い、食後の歯磨きを慣行する。食後の歯磨きについては、行いたい者は他者と距離をとって行う。
- (5) 配膳中や食後に時間がある場合は、読書などをして静かに待つ。
- (6) 歯ブラシとコップは袋に入れ、各自が保管する。
- (7) 個別の事情や体調不良等により食べられない物がある場合は、担任と相談の上、量を加減したり食缶に返したりするなどの処理を行う。
- (8) 給食で出されたものは、家に持ち帰らない。
- (9) 容器等は正しく返す。
 - ・食器や食缶は決められた時刻までに指定の場所に返す。
 - ・食器等におかずやストローの袋などを残さないようにする。
- (10) 食器を割った場合は、速やかに申し出、給食センターに報告する。
- (11) 12：40及び12：55に合掌する。合掌するまで外に出ない。

第3章 校外での生活に関すること

(家庭生活)

第9条 基本的な生活習慣を身に付け、健康で安全な生活を送るようにする。

- (1) 気持ちのよい挨拶や返事、正しい言葉遣いをする。
- (2) テレビの視聴やゲームは計画的に行い、ノーテレビ・ゲームの時間が増すよう心がける。
- (3) 家族の一員として仕事を受けもち実行する。
- (4) 進んで、読書をする。
- (5) 家庭学習時間の目安を目標に学習を行う。（目安：10分×学年の数字）
- (6) 交換日記、ラインやメールのやり取りはしない。
- (7) chromebook は、ルールを守って学習に使う。
- (8) オンラインゲームは禁止する。

(遊び)

第10条 安全な生活を送るために、次のことを守る。

- (1) 外出する際には、家の人に「行き先・遊ぶ人・帰る時刻」等を伝える。
 - ・休日は、午前中は家で過ごし、午後から遊びに行くようにする。
- (2) お菓子やお金を持って遊びに行かない。
- (3) お金やゲーム、カードの貸し借りはしない。
- (4) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。（ナイフ、エアガン、火遊び等）
 - ・池や川で遊ぶ時は、保護者の監視の下で遊ぶ。
- (5) 大人がいない友だちの家では遊ばない。

- (6) 親の了解なく、子どもだけで店に出入りをしない。買い食いをしない。
- (7) 校区外へは子どもだけで行かない。
- (8) 休業中の帰宅時刻（夏休み午後5時、冬休み午後4時半に無線放送）を守る。
- (9) 知らない人（不審者）に声をかけられても絶対について行かない。
- (10) 子どもだけで外泊をしない。

（交通安全）

第11条 交通ルールを守り、自転車の乗り方に十分気を付ける。

- (1) 自転車に乗車できるのは、3年生以上で、自転車整備カードに合格した人で保護者の許可を得た人とする。ルールを守り、ヘルメットを着用して乗車する。
- (2) 自転車の二人乗りはせず、スピードの出し過ぎや急な横断はしない。

（防犯）

第12条 自分の命を守るために、「いかのおすしで」を忘れずに行動する。

いか・・・知らない人について「いか」ない。 の・・・知らない人の車に「の」らない。 お・・・「お」おきな声で叫ぶ。 す・・・「す」ぐ逃げる。 し・・・何かあったらすぐ「し」らせる。 で・・・「で」かけるときは、家の人に「行き先・遊ぶ人・帰る時刻」等を伝える。

第4章 特別な指導に関する事

（生徒指導の充実）

第13条 全教職員が生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実させ、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感を与える。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

（問題行動への特別な指導）

第14条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破壊
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為

(3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

(4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第15条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説論
- (2) 学校反省指導（個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

(反省指導の実施)

第16条 反省指導は、原則として学校反省とする。学校反省は、登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にあるテスト等は、別室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第17条 別室反省指導の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

附則 この生徒指導規程は、平成23年4月1日より施行する。
この生徒指導規程は、平成23年6月21日一部改定する。
この生徒指導規程は、平成23年12月7日一部改定する。
この生徒指導規程は、平成24年4月2日一部改定する。
この生徒指導規定は、平成25年4月18日一部改定する。
この生徒指導規定は、平成28年4月1日一部改定する。
この生徒指導規定は、平成29年4月1日一部改定する。
この生徒指導規定は、平成30年4月1日一部改訂する。
この生徒指導規程は、平成31年4月1日一部改定する。
この生徒指導規程は、令和2年4月1日一部改定する。
この生徒指導規程は、令和4年4月1日一部改定する。
この生徒指導規程は、令和5年4月1日一部改定する。
この生徒指導規程は、令和6年1月5日一部改定する。